

小郡市公開型 GIS 構築業務に係る プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、小郡市が、小郡市公開型 GIS 構築業務（以下「本業務」という。）を行うにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）による各種手続、要件及び審査等に関して、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

小郡市公開型 GIS 構築業務

(2) 業務内容

別紙「小郡市公開型 GIS 構築業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとするが、仕様書に記載する内容は、本業務の実施にあたり必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載がない事項の提案を妨げるものではない。本業務の契約時に使用する仕様書は、本プロポーザルで特定された受託候補者の企画提案書をもとに、市と協議を行ったうえで決定する。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

①（構築期限：令和 9 年 2 月 28 日、運用保守期間：令和 9 年 3 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

② システム構築後の運用保守期間は、令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日までを想定している。

(4) 提案限度額

上記の①に係る提案限度額は 98,580,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

上記の②に係る提案限度額は、年額 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※上記の②に係る令和 9 年 4 月以降の運用保守費用を含む利用料については年額費用で提示すること。当該運用保守費用を含む利用料も審査の対象とする。なお、この金額は本業務の事業内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 受託候補者の選定方法

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、「小郡市公開型 GIS 構築業務提案審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、小郡市公開型 GIS 構築業務提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、合計点数が最も高い者を受託候補者、次に高い者を次点候補者として特定する。

なお、市が設定する提案限度額を超える提案を行った参加者は審査対象とならない。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たす単体事業者とする。

- (1) 公告日現在、小郡市入札参加者資格者名簿に登録されていること。
- (2) 公告から受託候補者特定の日までの間、小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和 62 年小郡市告示第 27 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 公告から受託候補者特定の日までの間、小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく警告又は注意を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生計画又は再生計画の認可決定を受けている者を除く）。
- (6) 情報セキュリティ・品質等に関する次の認証を取得していること。
 - ① ISO 9001（JIS Q 9001）（品質マネジメントシステム）
 - ② ISO/IEC 27001（JIS Q 27001）（情報セキュリティマネジメントシステム）
 - ③ JIS Q 15001（プライバシーマーク）
 - ④ ISO/IEC 20000-1（JIS Q 20000-1）（IT サービスマネジメントシステム）
 - ⑤ ISO/IEC 27017（JIS Q 27017）（ISMS クラウドセキュリティ）
- (7) 福岡県内に測量士を常駐している本店または支店、営業所があること。
- (8) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条により、測量業者としての登録を受けている者であること。
- (9) 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）の地域情報標準プラットフォーム標準仕様に準拠しているシステムを自社で登録していること。
- (10) 地域未来交付金（旧デジ田交付金/新地創交付金）を活用し、道路台帳電子化及び公開型 GIS 構築を行った実績を有していること。
- (11) デジタル庁「デジタル地域創生モデル仕様書」に準拠した公開型 GIS を実装できること。
- (12) 参加表明書提出時に下記①～⑤の条件を満たしたデモ環境一式（デモ環境、デモ環境の URL、デモ環境の諸元を記載した資料、試験内容操作手順書、ログイン ID 5 つ）を用意できること。

なお、デモ環境において、Java、ActiveX、.NET Framework 等のプラグインソフトウェアをインストールする必要がある場合、そのプラグインソフトウェアを提供するとともに、事業者においてインストールを実施すること。また、当該ソフトウェアを、ウイルスチェックし、ウイルスが含まれていないこと及び、脆弱性が無いことを確認した書面を提出すること。

※導入予定のサービスが、当市のネットワーク環境で業務を円滑に行うことができる応答速度であるのか確認を行うため、当市職員が 3 日間、朝、昼、夕でデモ環境にて試験を実施する。試験内容は、システム起動、ログイン、各データの閲覧、拡大、縮小、印刷プレビュー表示とする。

【デモ環境条件】

- ①当市から LGWAN 回線を通じて利用できる LGWAN-ASP サービスのデモ環境であること。

- ②本業務は、道路台帳図、都市計画図、航空写真、地番図、下水道台帳図、ハザードマップ等を搭載予定であるため、デモ環境においても同様のデータを搭載していること。
- ③デモ環境に搭載しているデータが当市の規模以上（面積 45.51 km²、道路延長 582.94 km、筆数 90,000 筆）であること。
- ④当市のネットワーク設定を大幅に変更せずに利用できること。
- ⑤試験の結果、応答速度が業務への支障がないこと。

5 スケジュール

スケジュールは以下の予定とするが、市の都合により変更する場合がある。

内容	日程
公告日	令和 8 年 4 月 13 日（月）
質問書の提出期限	令和 8 年 4 月 20 日（月）
質問書の回答期限	令和 8 年 4 月 24 日（金）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 5 月 1 日（金）
参加資格審査結果の通知	令和 8 年 5 月 15 日（金）
企画提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 28 日（木）
プレゼンテーション	令和 8 年 6 月 3 日（水）
審査結果通知	令和 8 年 6 月 10 日（水） 予定
契約締結	令和 8 年 6 月中旬予定

6 参加表明書

参加表明書の提出は以下のとおりとする。

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
参加表明書	様式第1号-1	
会社概要書	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・4 参加資格 (6) に記載した認証資格証明書等の写しを提出すること。
業務実績一覧	様式第1号-2	<ul style="list-style-type: none"> ・1. 地域未来交付金 (旧デジ田交付金/新地創交付金) を活用した公開型 GIS 構築の実績については、(R3~R7) を記載すること。(最大5件まで) ・2. 地域未来交付金 (旧デジ田交付金/新地創交付金) を活用した道路台帳電子化の実績については、(R3~R7) を記載すること。(最大5件まで) ・必要とする書類を添付すること。
配置予定技術者経歴書	様式第1号-3	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、照査技術者、担当技術者について記載すること。地域未来交付金 (旧デジ田交付金/新地創交付金) を活用した実績については、(R3~R7) を記載すること。(最大5件まで) ・必要とする書類を添付すること。 ・資格要件については、仕様書 P14 図表 9 を参照すること。 <p>※担当技術者は兼務可とする。</p>
デモ環境一式	任意様式	<ul style="list-style-type: none"> ・デモ環境の URL ・デモ環境の諸元を記載したもの。 ・試験内容操作手順書 ・ログイン ID 5 つ (同時接続できるもの) ・Java、ActiveX、.NET Framework 等のプラグインソフトウェアをインストールする必要がある場合のみ、当該ソフトウェアをウイルスチェックし、ウイルスが含まれていないこと及び、脆弱性が無いことを確認したもの。

(2) 提出部数

11 部 (デモ環境一式については 5 部提出とする)

(3) 提出期間

令和 8 年 4 月 13 日 (月) ~ 令和 8 年 5 月 1 日 (金) 17 時 00 分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送（期間内に必着）

※ただし、郵送事故において、市はいかなる責任も負わない。

(5) 提出先

小郡市 都市建設部 施設管理課 道路維持グループ 担当者：大谷、浦

住 所 〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1

電 話 0942-73-9115 F A X 0942-73-0571

メール doros@city.ogori.lg.jp

7 資格審査

提出書類及びデモ環境の試験により参加資格要件にかかる審査を行い、結果を通知する。

8 質問の受付及び回答

質問の受付とその回答は以下のとおりとする。

(1) 提出書類

質問書（様式第 1 号-4）

(2) 提出期間

令和 8 年 4 月 13 日（月）～令和 8 年 4 月 20 日（月）17 時 00 分まで。

(3) 提出方法

電子メールとし、件名は【小郡市公開型 GIS 構築業務】質問書（事業者名）とすること。

(4) 提出先

参加表明書提出先に記載したメールアドレスとする。

(5) 回答：

令和 8 年 4 月 24 日（金）までに、本市ホームページにて公開する。

9 企画提案書

企画提案書の提出は以下のとおりとする。

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
提案書	様式第 7 号-1	
企画提案書	任意様式	
見積書	様式第 7 号-2	
見積明細書	任意様式	
機能要件一覧	別紙 2	要件一覧（庁内用）にて、対応可否に記載のうえ提出すること。

(2) 作成

- ① 表紙に「小郡市公開型 GIS 構築業務」と記載すること。
- ② 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。
- ③ 図表番号は、図と表それぞれの連番とし、図表の題名を付与すること。
- ④ 日本工業規格 A4（縦）・横書きで作成し、両面印刷で製本のうえ提出すること。工程表等は A3（横）も可とするが、A3 版は 2 ページ換算とする。
- ⑤ 提案書本文（評価対象部分）は 20 ページ以内とする（表紙・目次はページ数に含めない）。
- ⑥ 文字サイズは 10.5 ポイント以上（図表内の文字は除く）とする。フォントの指定はしない。
- ⑦ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表等を適宜用いて見やすく明確な提案書を作成すること。
- ⑧ 事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと。
提出部数は、正本 1 部（捺印）、副本 10 部とする。

(3) 提出期間

令和 8 年 5 月 28 日（木）17 時 00 分まで。

(4) 提出方法

持参又は郵送（期間内に必着）

※ただし、郵送事故において、市はいかなる責任も負わない。

(5) 提出先

参加表明書提出先に記載した提出先とする。

10 見積書及び見積内訳書（価格評価）

様式第 7 号-2 (1) にシステム構築・環境設定、データ作成・データ変換、システム搭載、機能カスタマイズ、操作研修などの本業務で発生する構築費（初期費用）及び令和 8 年度運用保守費用を含む利用料の合計を記載し、明細書（任意様式）を提出すること。また、様式第 7 号-2 (2) に令和 9 年 4 月以降の運用保守費用を含む利用料について年額費用を記載すること。

消費税及び地方消費税の税率は 10%とし、税抜きで記載する。宛名は「小郡市長」とし、業務名を記載すること。

11 プレゼンテーション審査

プレゼンテーションによる審査は以下のとおりとする。

(1) 日時・会場

日時 令和 8 年 6 月 3 日（水）

会場 人権教育啓発センター

(2) 所要時間

プレゼン・デモ 50 分以内

質疑応答 20 分以内

※準備・片付けの時間は含めない。

(3) 参加人数

業務実施体制に記載があるものとし、管理技術者を含めて5人以内とする。

(4) 使用機器

プレゼンテーションを行う会場にスクリーン、プロジェクターを当市にて準備する。その他プレゼンテーション及びデモンストレーションに使用する機器については、提案者が準備すること。(デモンストレーションに使用するインターネット回線含む)

(5) 配付資料

提案書の追加資料は禁止とするが、提出された提案書と同一の図案や画像を用いた説明は可とする。

12 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

評価項目		評価の視点等
指定様式評価	業務実績	・企業が本業務を実施するにあたって豊富な実績(案件、件数等)を有しているか
	配置予定技術者	・技術者が本業務を遂行するにあたって十分な資格を有しているか ・技術者が本業務を遂行するにあたって豊富な実績(案件、件数等)を有しているか ・業種毎に担当者を配置しているか
	機能表	・機能要件一覧の対応可否回答により評価
企画提案書 評価	実施方針	・本業務の背景や市の実情を踏まえた具体的な提案になっているか
	実施体制	・システム構築等、具体的な業務実施体制になっているか
	道路台帳電子化	・電子化手法が具体的かつ妥当であるか
	公開型 GIS	・システムの構築・特徴が市の課題解決や業務改善に適しているか
	職員編集機能	・職員が登録編集したデータをスムーズに公開型 GIS に搭載・連携できる提案か
	運用・保守	・システムの安定稼働・利活用促進に適した提案か
独自提案	・市にとって有益な独自提案がされているか	
プレゼンテーション評価	プレゼンテーション	・システムのデモンストレーション、質疑応答
見積書評価	価格評価	・見積金額による評価

(2) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーション内容に基づき総合的に審査する。審査は非公開とする。

但し、総合計得点の60%を最低基準点とし、最低基準点に達しない場合は、受託候補者として決定しない。提案事業者が1者のみの場合であっても審査を行う。

審査の得点が同点の場合は、以下の審査項目において点数が上位の者から選定する。

- A 公開型 GIS、職員編集機能
- B 独自提案
- C 価格評価

(3) 審査結果

プレゼンテーション審査を受けたすべての参加者に対して、審査結果を通知する。

13 契約

(1) 契約の締結

発注者と受託候補者は、審査結果を踏まえ、市と仕様及び価格等の詳細について協議し、随意契約の締結に向けた手続きを行う。協議が調わない場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。なお、小郡市契約規則第30条に掲げる条件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

14 辞退

参加表明後に辞退する場合は、令和8年5月28日（木）までに、辞退届（任意様式）を17.問合せ窓口へ提出すること。

15 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は失格とし、参加資格を失うものとする。

- (1) 参加表明書や企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない。
- (2) 見積書の金額が提案限度額を超過している場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合。
- (5) 契約締結までの間に、本プロポーザルの参加資格を満たさなくなった場合。

16 特記事項

特記事項は以下のとおりとする。

- (1) 提案書の作成・提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。

- (2) 本プロポーザルは受託候補者を選定するものであり、契約締結を担保するものではない。
- (3) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき、保護される第三者の権利となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。他の文献等を引用した場合は、出典を明記すること。
- (4) 提案書は、差し替え、訂正、再提出をすることはできない。但し、本市からの指示による場合はこの限りではない。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。また、本プロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、本市は無償で当該著作権を使用出来るものとする。
- (7) 情報公開請求があった場合、小郡市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (8) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (9) 今後の社会情勢や財政状況の変化等により本プロポーザルを中止する場合がある。この場合、提案に要した費用は全て参加者の負担とする。
- (10) 審査結果は公表する。但し、受託候補者以外の参加者名は公表しない。
- (11) 本事業は、令和8年度地域未来交付金（デジタル実装型 TYPEA）の活用を予定しているため、交付金の趣旨に沿った提案を行うこと。

17 問合せ窓口及び提出窓口

小郡市 都市建設部 施設管理課 道路維持グループ
住 所 〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1
電 話 0942-73-9115 F A X 0942-73-0571
メール doros@city.ogori.lg.jp
担 当 大谷、浦